

航空機燃料譲与税の概要

区 分	内 容					
1 譲 与 先	空港関係市町村及び空港関係都道府県					
2 譲 与 総 額	航空機燃料税（国税）の収入額の 13 分の 2 に相当する額 （平成23年度～28年度までの間は、9 分の 2 に相当する額）					
3 譲 与 基 準	(1) 空港関係市町村 譲与総額の 5 分の 4 の額 <table><tr><td rowspan="2">上 記 の 内 訳</td><td>1 / 2 (H26は7/18)</td><td>国内航空に従事する航空機に係る着陸料の 収入額によりあん分</td></tr><tr><td>1 / 2 (H26は11/18)</td><td>航空機の騒音が特に著しい空港に係る騒音 が特に著しい地区内の世帯数によりあん分</td></tr></table> (2) 空港関係都道府県 譲与総額の 5 分の 1 の額 上記の内訳 空港関係市町村と同様	上 記 の 内 訳	1 / 2 (H26は7/18)	国内航空に従事する航空機に係る着陸料の 収入額によりあん分	1 / 2 (H26は11/18)	航空機の騒音が特に著しい空港に係る騒音 が特に著しい地区内の世帯数によりあん分
上 記 の 内 訳	1 / 2 (H26は7/18)		国内航空に従事する航空機に係る着陸料の 収入額によりあん分			
	1 / 2 (H26は11/18)	航空機の騒音が特に著しい空港に係る騒音 が特に著しい地区内の世帯数によりあん分				
4 譲 与 時 期	毎年度 9 月及び 3 月 ※ 9 月は平成 26 年 3 月～ 8 月までに国に収納された航空機燃料税を譲与					
5 譲与税の用途	航空機の騒音等により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備その他の政令で定める空港対策に関する費用					

（参考）航空機燃料税（国税）の概要

区 分	内 容
1 課 税 物 件	航空機燃料
2 納 税 義 務 者	航空機の所有者又は使用者
3 課 税 標 準	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量
4 税 率	航空機燃料 1 キロリットルにつき 26,000 円 （平成23年度～28年度の間は、18,000 円）
5 納 税 地	航空機燃料の航空機への積み込みの場所

特別とん譲与税の概要

区 分	内 容
1 譲 与 先	開港所在市町村
2 譲 与 総 額	特別とん税の収入額の全額
3 譲 与 基 準	開港所在市町村に係る特別とん税の収入額に相当する額
4 譲 与 時 期	毎年度 9 月及び 3 月 ※ 9 月は平成 2 6 年 3 月～ 8 月までに国に収納された特別とん税を譲与
5 譲与税の使途	制限なし

(参考) 特別とん税 (国税) の概要

区 分	内 容
1 課 税 物 件	外国貿易船の開港への入港
2 納 税 義 務 者	外国貿易船の船長
3 課 税 標 準	外国貿易船の純トン数
4 税 率	純トン数 1 トンまでごとに 2 0 円 (1 年分を一時に納付する場合は 1 トンまでごとに 6 0 円)
5 申告及び納付	とん税とあわせて申告・納付する (特別とん税及びとん税の納付があったときは、その納付に係る金額の 3 6 分の 2 0 に相当する税額の特別とん税の納付があったものとする)

※「外国貿易船」とは、外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶をいう。

「開港」とは、関税法施行令別表第一に掲げる港をいい、貨物の輸出入並びに外国の貿易船の入港または出港が許されている港のことをいう。